

傷病手当金のご案内

—在職中に病気やケガで会社を休み、事業主から十分な報酬が
受けられない場合には、健康保険より**傷病手当金**が支給されます—

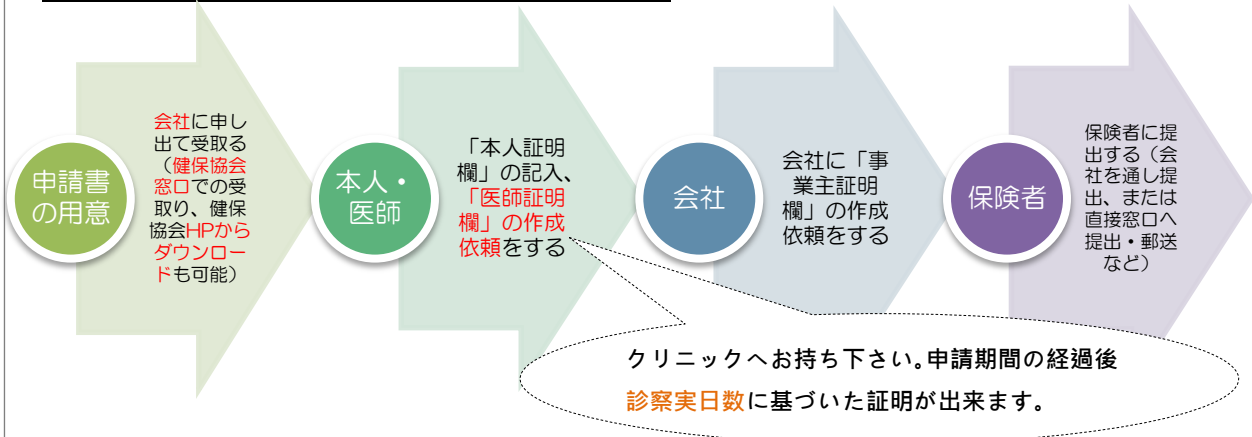
◎支給条件

1. 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
 2. 仕事に就くことができないこと
 3. 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
 4. 休業した期間について給与の支払いがなかったこと
- ※すべて満たす場合に支給されます。

◎支給

休業1日につき、被保険者の標準報酬日額の**3分の2**に相当する額が、
最長1年6カ月支給されます。
※支給調整や停止される場合もあります。

◎申請の流れ（全国健康保険協会の一例）



◎退職後（資格喪失後）の継続給付

退職日前日まで加入期間が**継続して1年以上**あり、現に傷病手当金を受けている、または受けられる状態（支給条件の1、2、3を満たしている）にある場合は引き続き支給を受けることが出来ます。

※詳しくは、ご加入の全国健康保険協会各都道府県支部、健康保険組合、共済組合などにお問い合わせ下さい。

安心して治療に専念するための制度です。



〒400-0824 山梨県甲府市蓬沢町1099-1
TEL 055-227-1000 <http://www.asanagi.jp/>

